

2018年6月22日

支部長各位

## 大阪北部地震の対応について

パナソニック松愛会

2018年6月18日に発生しました大阪北部地震で被災された会員の皆様には、お見舞い申し上げます。

松愛会としましては、今回、募金は実施しない方向で対応いたしますので、松愛会規約に定められた通常の罹災見舞いに基づき、お見舞いをお渡しします。罹災見舞い適用申請に用意していただくものは以下の通りです。

- ① 行政機関（市役所など）が発行する罹災証明書
- ② 損害保険会社の被害状況調査結果
- ③ 松愛会 被災状況調査票（被害状況の写真添付）

なお、罹災証明書が発行されない場合は、事務局にご相談ください。

### <手続きの手順>

- ① 事前に支部より上記の関連書類を松愛会事務局にご提出ください。
- ② 申請いただいた内容を政策委員会で審議し、罹災見舞い相当と認定された場合はお見舞金を支給いたしますので、業務システムより費用申請をお願いします。

### <ご参考>

パナソニック松愛会 規約慶弔見舞に関する基準

#### 3. 見舞い

- (3) 罹災見舞 風水害・震災・火災（類焼を含む）などで罹災された会員には、次の基準によりお見舞をする。

	焼壊程度	焼壊割合	お見舞金額
1	全焼・全壊	70%以上	100,000円
2	半焼・半壊	20%以上～70%未満	70,000円
3	一部損壊、床上浸水	5%以上～20%未満	50,000円

- ・本基準は会員本人が居住(届出住所)していることを原則とする。

- ・災害救助法などの指定を受けた大規模災害への適用については三役会・役員会で決定する。

全労災にご加入の会員の方へ

<地震等の保障に関する留意事項> ■火災共済に

30 口以上ご加入の方

契約者が居住しており、かつ、地震等による契約者が居住している部分の住宅の損害額が 20 万円を超える場合は、見舞金の対象となります。

(ベランダ・テラス・バルコニー・屋根上物干場・冷暖房設備・給排水等の付属設備や門・塀・垣根等の付属工作物、物置・納屋・車庫等の付属建物の損害は除きます)

(貸家契約・空家契約は対象になりません)

詳しくは、全労災フリーダイヤル 0120-131-459 へお問い合わせください。

以上

年 月 日  
パナソニック松愛会

## 被災状況調査票

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。  
本調査票は、被害を受けられた松愛会会員の方への支援金を決定する根拠として使用します。  
お手数ですが下記の基準に基づき確認をお願い致します。  
尚、この調査内容は本目的以外に使用しません。

支部名：.....支部.....分会  
会員名：.....  
住 所：.....  
申告者：.....印

支部長	支部役員

【1】 ご自宅の被災状況 調査日：2018年 月 日 報告日：2018年 月 日

被災の程度	被災の状況
コメント	

- ◆本調査票は、松愛会事務局まで提出願います。
- ◆被災状況の写真が有れば、裏面に添付お願い致します。

# 記入例

年 月 日  
パナソニック松愛会

## 被災状況調査票

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。  
本調査票は、被害を受けられた松愛会会員の方への支援金を決定する根拠として使用します。  
お手数ですが下記の基準に基づき確認をお願い致します。  
尚、この調査内容は本目的以外に使用しません。

支部名：.....支部.....分会  
会員名：.....  
住 所：.....  
申告者：.....印

支部長	支部役員

【1】 ご自宅の被災状況 調査日：2018年 月 日 報告日：2018年 月 日

被災の程度	被災の状況
一部損壊	<ul style="list-style-type: none"><li>・〇月〇日の地震による家屋の損壊。</li><li>・2階屋根の棟（むね）の部分が全て破損している。その為、屋根平面部の瓦が面全体で下方にずれた状態になっている。</li><li>・片面の瓦面は軒先に引っ掛かり止まっている状態。</li><li>・棟の部分が開いた状態で雨水が浸入。</li><li>・2階の屋根天井に雨の痕は無し。</li></ul>
コメント（支部記入） <ul style="list-style-type: none"><li>・罹災証明書あり。上記被災状況を確認しました。</li><li>・現在、保険手続きを申請中とのこと。</li><li>・現状、日常生活上には支障ないとのこと。</li></ul>	

- ◆本調査票は、松愛会事務局まで提出願います。
- ◆被災状況の写真が有れば、裏面に添付お願い致します。